

**令和4年度
鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議（第2回）**

日時 令和5年2月21日（火）

午前9時30分～

場所 鳥取県庁4階 農林水産部会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）令和4年度（第1回）意見への対応状況 P5

（2）中山間ふるさと・水と土保全対策事業について P6～14

（3）日本型直接支払交付金について P15～23
多面的機能支払、環境保全型農業直接支払、中山間地域等直接支払

（4）中山間地域等直接支払の第5期中間年報告について P24・別冊

（5）その他

4 閉 会

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会 委員名簿

1. 委 員

(敬称略 50 音順)

氏 名	所 属 等	備 考
影井 利成	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 農地業務課長	
小谷 知載	日田を良くする会 代表	
椿 善裕	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター企画員	
山口 和宏	公立鳥取環境大学経営学部講師	

2. 鳥取県及び委員会事務局

氏 名	所 属 等	備 考
森田 智彦	鳥取県農林水産部 農業振興監 農地・水保全課長	
竹内 崇	農地・水保全課 企画・保全支援担当 課長補佐	事務局
武本 将典	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
石田 敬	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
上田 侑輝	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本型直接支払交付金（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「農業農村保全活動推進事業」という。）実施に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 農業農村保全活動推進事業の実施状況等の点検、評価に関する事項
- (2) 農業農村保全活動推進事業の効果的な推進のための指導、助言に関する事項
- (3) 中山間地域等直接支払交付金における知事特認地域の指定基準の検討に関する事項
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3条 推進会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから農地・水保全課長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、農地・水保全課長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 農地・水保全課長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、農地・水保全課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、農地・水保全課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

委員会の設置根拠

「日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）」及び「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」では、それぞれの実施要綱、要領等に基づいて、事業実施に係る点検や評価、調整を行うことを目的として、中立な第三者機関を設置し、委員会を毎年度開催することとなっています。

1. 日本型直接支払交付金

(1) 中山間地域等直接支払交付金

① 要領等による規定

○実施要領第8の2:

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。

○実施要領の運用第13:

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

② 具体的な役割等

知事特認地域の認定基準見直しや、対策中間年及び最終年（3年目と5年目）に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(2) 多面的機能支払交付金

① 日本型直接支払推進交付金交付等要綱・県基本方針による規定

○交付等要綱（別紙1）多面的機能支払交付金に係る推進事業第1の3(1)

多面交付金の毎年度の実行状況の点検、多面交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

○多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)第6の(2)の①

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。

② 具体的な役割等

当該年度の交付金交付状況、各市町や集落における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

① 要綱・要領等による規定

○実施要綱第6の2:

都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

○実施要領第15:

要綱第6の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

○実施要領第16:

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告することとする。

② 具体的な役割等

対策中間年及び最終年（3年目と5年目）に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

2. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

① 要綱・要領等による規定

○中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱 第7の1

都道府県は、保全対策事業を効果的に推進するため、学識経験者等から構成される都道府県委員会を都道府県に設置するものとする。

② 具体的な役割等

当該年度の事業の実施計画、実施結果に関して取組状況を点検していただき、御指導・御助言を頂きます。

令和4年度鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議(第1回)での意見への対応状況

	委員質問	会議時の回答	その後の対応状況
1	環境直払 環境保全農業で農業者のメリットがどのくらいあるかというの疑問でした。作業時間は多くなる、天候等のリスクがあり、メリットはブランド化で有利販売につながるといことだが、この交付金は取組に見合っているのか。 こういうことに取組むことは大事だが、それ以上に農業継続していくことどの程度まで役立っていくのかと疑問ですが、どうでしょうか。	この交付金の単価は非常に高いという訳ではありません。有機農業等の取組が進んでいき、やりたいという人が出てきたときにその経費を低減するための事業で、この事業だけで十分ということではなく様々な制度を使いながらこの制度にも乗っていただくような位置づけで考えています。 みどりの食料システム戦略があり、生物多様性・地球温暖化が問題で地球全体が変わってきている。農業の分野でどういったことができるか、SDGsの一環の取組だと思っています。 今、米の価格も下がっていて肥料の高騰もあり生産する側にとっては苦しい状況だと思いますが、地域を守る方々に意識をもってやっていただくところに頼らざるを得ないと思います。	令和4年12月の農水省による本交付金の農業者意識調査の中で、交付金取組農家に交付金の効果を調査した結果、全体の72%で「交付金を受けることで安定継続できている」との回答あり、農業者の大半は交付金が役に立っていると認識していることが分かりました。 一方で、安定的な継続が難しいと回答している農業者もいるため、栽培技術向上のための「有機・特裁塾」や販売単価向上のための「セミナー・商談会」等の営農全体が安定するような情報提供を行い、環境保全型農業の継続を支援したいと考えています。
2	環境直払 来年から各市町村が作成する地域でどう農業を進めていくかという地域計画と、保全を進める活性化計画というものがある。儲けていく部分と保全を進める部分とに分けてあり、この計画に環境保全の取り組むゾーンも組み込んで進めていくのが良いのではないのでしょうか。	現場では有機栽培を推進していく場合は技術が難しいということもあり、協議会やグループになっていることが多いです。ポイントを絞った推進の仕方もあるのかなと感じました。	地域計画は、令和5年度から人・農地プランを土台に作成が進められ、活性化計画も並行して進められる予定となっています。 現在、地域計画は作成の考え方や進め方が整理・検討されているところで、4月以降に作成が進められることになっていますので、作成状況を注視し、今後本交付金制度の関わり方を検討したいと考えています。
3	環境直払 大変意義のある取組でSDGsにも絡むことであり、違う分野の環境保全、生物多様性や食に関する団体もおられると思いますので、取組を知っていただく機会があって良いと思います。 この方々が結局は消費者になりますし、農業の苦労や農家の取組に対する理解につながるのではないのでしょうか。	回答なし。	10月22、23日開催の「農と食のフェスタinせいぶ」にてPRパンフレットの配架を行いました。 11月19日開催の「とっとりエコフォーラム」にて、環境保全型農業の優良事例及び本交付金のPRパネル展示を行いました。主に廃プラスチック関連のフォーラムであり、違う分野の方々へPRを行いました。 消費者への販売促進として、11月8日には県主催で「有機・特裁推進塾」にて、商品開発セミナー及び商談会を行い販路の拡大の検討を行っていただいています。 2月10日には「アンテナショップ・首都圏・関西圏商品クリニック兼商談会」も倉吉未来中心で開催であり、事前に市町へ本交付金実施農家へ情報共有を依頼しました。
4	共生の里 共生の里について、1年間のおためしは非常に有効だと思います。 今年度からということで1年後どのように結果に結びついているか期待したいです。	今年度から拡充し、実際2地区がこの拡充した制度を使っていて、今年度末に協定締結に至れば成果に結びついていくと考えています。	今年度、共生の里のおためし(単年活動)を実施している2地区ともに、令和5年度より協定(5年間)を締結し、活動が継続される予定です。 また、来年度にも1地区でおためし実施が行われる見込みです。

中山間ふるさと・水と土保全対策について

1 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金の概要

県基金名	鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金	
設置目的	山村振興法により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動等を推進しもってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。	
国事業名	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (通称：水土基金)	中山間ふるさと・水と土保全推進事業 (通称：棚田基金)
造成期間	平成5～9年度	平成10～12年度
基金残高 (R4末 見込)	673,766千円	438,651千円
	1,112,417千円(県2/3、国1/3)	
国要綱	中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等に対する支援を行う。	棚田及び周辺土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動推進を図り、中山間地域の農業・農村の活性化を資することを目的とした都市住民等の活動参加ネットワークの構築・運営、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の保全・利活用活動等に対する支援等を行う。
対象事業 の概要	○土地改良施設・農地の機能の強化・保全に関する調査研究 ○地域住民活動の活性化などのための研修 ○保全対策事業の必要性等の啓発	○都市住民等の保全活動への参加促進・支援 ○住民組織が行う保全活動の推進 ○住民組織が行う保全活動経費への助成

2 令和4年度における主な基金充当事業一覧

(単位：千円)

事業名	内容	基金	R4予算	R4実績 (見込)
みんなで取り組む農山村保全活動支援事業	・農山村ボランティア事務局委託 ・とっとり共生の里	水土 棚田	11,276	10,055
農地法面管理省力化支援事業	・モデルほ場設置	水土 棚田	2,110	1,001
次世代型農業インフラメンテナンス推進事業	・農業水利施設の施設管理体制整備	水土	5,000	4,730
合計			18,386	15,786

3 令和4年度における基金の運用状況

- 運用益 1,039千円(債券運用、大口定期預金による運用益)
 - 取崩額 14,747千円(元金取り崩し)
- ※毎年度の事業費は、国の要綱等により前年度末基金残高の3%が上限となっている。
 ※近年は、運用益が減少傾向にあり、取崩額が大きくなりつつある。

4 基金事業の実施に係る5ヶ年計画

本基金事業では、成果目標・必要事業量等を明確化した複数年にわたる事業実施計画を策定することとなり、事業実施計画に基づく計画的な事業実施に加え、各年度及び目標年度における成果目標に対する事業実績の評価を行うこととしている。

5 基金事業の評価について

本基金事業は、造成年から相当期間を経過しているため、基金事業として実施することの必要性や透明性、基金規模の妥当性などについての検討や適切な対応を求められているところ。

本県の対応状況

上記基金を巡る昨今の情勢を踏まえ、次の点について検討・対応をしつつ、適切な基金の管理及び事業実施を進めているところ。

項目	検討・対応等
基金事業としての性質の該当性	実施事業について基金方式によることの妥当性（複数年度にわたる事業、弾力的な支出が必要、複数年度にわたる財源確保など）を判断するため、第三者からの意見を踏まえた客観的な判断を継続的に実施。 ➤ 第三者からの意見は本委員会を活用
基本的事項の公表に係る規定の整備	基金の運営及び管理に関する基本的事項等の情報を県ホームページ掲載し公表。 ➤ 以前より対応済み（基金の概要、事業実施計画、第三者委員会による評価、各事業の実施状況、基金運用状況等）
保有割合等の報告に係る規定の整備	保有割合等を国に報告するなどし、基金規模を客観的に把握するとともに、基金規模の妥当性を適切に確認 ➤ 基金の保有割合として、基金の毎年度の事業費上限額（前年度末基金残高の3%）に対する事業計画額の割合を指標値として設定し、基金の必要性、基金規模の妥当性について第三者からの意見を踏まえ客観的な判断を継続的に実施。

事業実施計画書 (R2～R6) (全体版概要)

1. 事業実施の基本方針

現状と課題

中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化に育まれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給や食などの多面的な機能を有しており、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきた貴重な財産である。しかしながら、本県の中山間地域の現状は過疎化や高齢化の進展により、耕作放棄地の増加のみならず農業の共同活動等を支える担い手が不足し、集落機能の維持・存続も困難となりつつある地域もある。

このため、将来にわたる農業・農村の維持保全と保有する多面的機能を維持発揮するための効果的な対策について、どのように複合的に展開していくかが今後重要な課題となっている。

事業実施の基本方針

「鳥取県農業生産 1 千億円達成プラン」に基づき、社会貢献活動に意欲的なボランティアや企業、市街地住民組織といった多様な外部サポーターと連携した地域農業の推進や地域資源の保全・活用への取組を支援するとともに、農地・農業用施設に係る維持管理労力の低減、長寿命化、防災減災に向けた調査研究並びに普及啓発等への支援を通じて、地域農業の維持・活性化を図っていく。

目指す姿

多様なサポーターとの連携や関係人口の増加により、中山間地域の特長や資源を活かした生産活動や保全活動、魅力づくりが拡大するとともに、農村地域を守り、支えていく新たな人の流れや体制が構築されていくことを目指す。

2. 本事業計画に基づき達成すべき目標と指標

番号	達成すべき目標	指標	活用事業
①	農業・農村の保全、活性化に係る共同活動に多様な人材が参画する地域数の増加	多様な人材の参画地域数 (単年及び累積)	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり農山村資源保全活動推進事業 (継続) ・共生の里推進加速化事業 (継続) ・むら・まち支え合い共生促進事業 (継続)
②	農地の維持管理省力化や保全、防災対策等に関する取組地域の拡大	管理省力化等への取組数 (累積)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法面管理省力化支援事業 (継続) ・農村防災体制サポート事業 (継続) ・地域で取り組むため池管理推進事業 (新規)
③	農業・農村等の保全や機能発揮に向けた調査・研究、普及啓発の取組を推進	調査研究の取組数 (累積)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業基礎調査 (継続) ・次世代型農業インフラメンテナンス推進事業 (新規) など

3.活用する事業内容

※基準値はR元年度末における各事業実績としている。

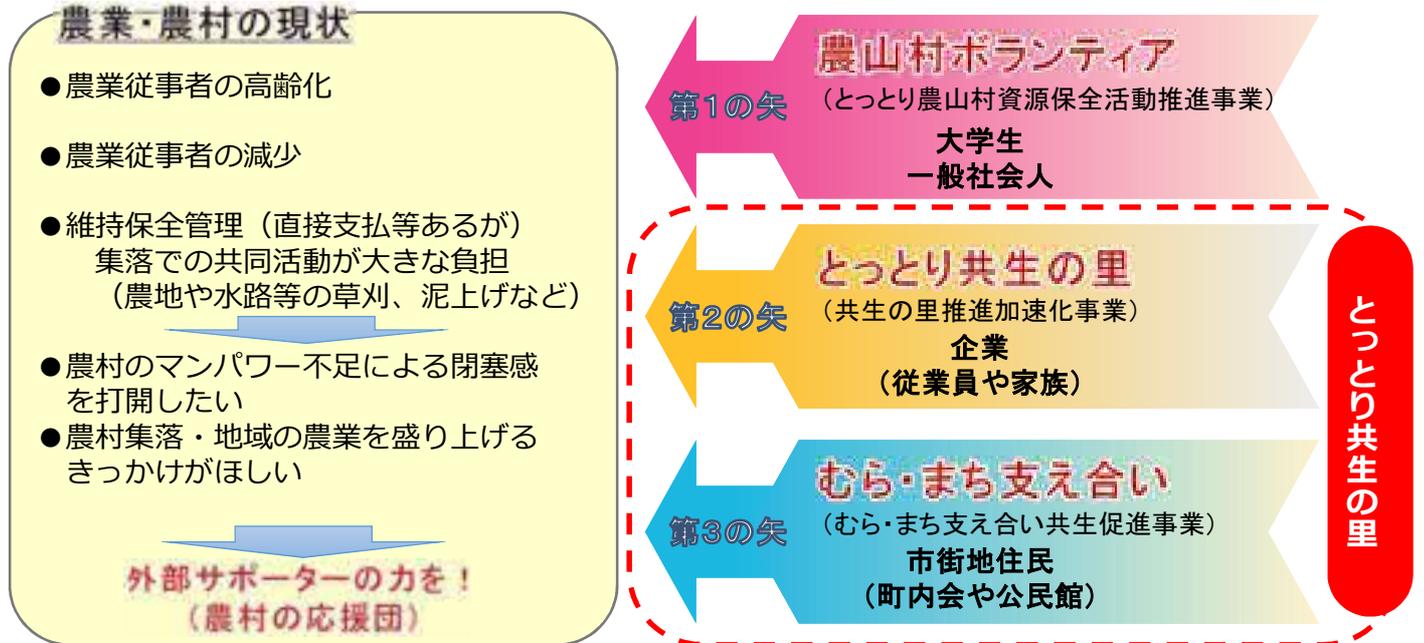
目標区分	事業名	基準値	R4実績見込	目標値	5ヶ年間の事業(量)内容	総事業費(千円)				
①	・とっとり農山村資源保全活動推進事業	46 地域/年	39 地域/年	50 地域/年	中山間地域における人手不足、後継者不足等への効果的な支援として、大学生や一般社会人などから構成される農山村ボランティアを派遣する取組を継続的に進め、5ヶ年で農山村ボランティアの受入集落(地域)を50集落(地域)/年まで拡大する。	49,533				
	・共生の里推進加速化事業 ・むら・まち支え合い共生促進事業	17 地区	17 地区	20 地区	中山間地域における人手不足、後継者不足等への効果的な支援として、農村集落と企業や市街地住民組織等の多様なサポーターとのマッチングを継続的にすすめ、5ヶ年で累積協定地区数を20地区まで拡大する。	6,008				
	・農地法面管理省力化支援事業	62 地区	84 地区	84 地区	H28～H29に実施した農地法面管理省力化の実証試験結果を基に、本技術の普及・推進を図るためのモデル地区設置を継続して行う。 また、技術普及に向けた地域研修会等を開催や作業マニュアルの改訂を行うとともに、日本型直接支払等を活用した地域ぐるみでの取り組み推進などを段階的に実施していく。	13,826				
②	・農村防災体制サポート事業 ・地域で取り組むため池管理推進事業	10 地区(件)	13 地区(件)	15 地区(件)	山腹水路やため池、地すべり防止区域などの実態調査やパトロール、長寿命化計画の策定を継続的に実施しているところであり、今後5ヶ年間は、ため池の防災対策に係る効果的な施策を講じていくための調査研究やその結果に基づき普及啓発を大学等の研究機関と連携し、段階的に実施していく。	14,453				
	・農業農村整備事業基礎調査 ・次世代型農業インフラメンテナンズ推進事業 など	1 件	2 件	6 件	農業・農村並びに農業用施設に対する実態調査や研究を学識経験者等と連携して実施し、農業・農村等が抱える課題への解決策を検討するほか、保全並びに機能発揮に向けたモデル的な取組などを段階的に実施する。	20,618				
	計画年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	計画概算事業費(R3は実績事業費、R4は実績見込)				24,044	22,813	15,786	12,245	29,550	104,438

みんなで取り組む農山村保全活動支援事業

1 事業の概要

中山間地域では高齢化や担い手不足から、これまで集落の共同作業で行ってきた農地や水路等の保全管理ができなくなってきており、これに伴う住民の閉塞感も高まっている。

このため、農山村ボランティアや社会貢献に前向きな企業や市街地自治会等、多様な外部サポーターとの協働により、新たに農地等地域資源の保全管理に取り組む集落を支援し、地域の活性化を図るものである。



鳥取県農業生産1千億円達成プランへの位置付け

基本方針	重点分野
10年後を支える多様な担い手が活躍できる環境を整えます	①担い手の育成・確保
	②農業分野における働き方改革・デジタル社会の推進
産地力をアップし、農業所得を高めます ・低コスト稲作技術の導入推進 (農地法面管理省力化技術の推進)	③水田農業の収益性向上
	④園芸産地の基盤強化
	⑤収益性の高い畜産経営の実現
	⑥新たな国際貿易協定等を踏まえた競争力強化と経営安定
	⑦農林水産物・加工品の輸出拡大
	⑧6次産業化・農商工連携の推進、新商品の開発
「食のみやこ鳥取県」の魅力を国内外に発信します	⑨食のみやこ鳥取ブランドの発信
	⑩中山間地域など地域農業の推進 ●とっとり共生の里協定締結累積数 H28時点:12地区 ⇒R4実績見込:17地区(R7目標:20地区) ●農山村ボランティア派遣地区数 H28時点:40地区 ⇒R4実績見込:39地区(R7目標:50地区)
	⑪農業生産基盤の次世代に向けた整備と保全
地域の農業を元気にし、農とともに生きる鳥取県を実現します ・次世代型インフラメンテナンス ・日本型直接支払 ・農地中間管理機構連携 ・農業用施設長寿命化 ・ため池防災減災対策 ・農村防災体制サポート ・田んぼダムの推進	⑫農村地域の防災・減災対策の強化
	⑬農とともに生きる鳥取県
	⑭環境に配慮した農業の推進

2 農山村ボランティア (とっとり農山村資源保全活動推進事業)

高齢化・後継者不足の進行により、農地や農業用水路などの維持管理が困難になっている農山村集落に「農山村ボランティア」を派遣し、農地など地域資源の保全管理を支援します。このボランティア派遣を行う事務局業務を民間団体に委託するものです。

R4年度のボランティア派遣状況



令和4年度ボランティア派遣状況(12月末時点)※()は当初契約数量、参加人数は12月末時点

地区名	受託者	派遣集落数	新規地区	継続地区	参加人数
東部	bankup	19集落	(4回) 4回	(35回) 29回	152人
中部	bankup	8集落	(4回) 0回	(18回) 23回	100人
西部	bankup	12集落	(4回) 1回	(25回) 27回	149人



近年のボランティア派遣実績



次年度以降の取組

●立案した「企画」の実施・改善について

令和3年度に立案した企画について、試行・ブラッシュアップし、3年間の最終成果としてパッケージ化することで幅広い地域において企画を実施できるようにし、中山間の持続可能な維持・発展に繋げる。

<近年の取組状況>

- コロナの影響で落ち込んでいた派遣実績は回復傾向にある。
- 地域活性化を目的とし、令和3年度に立案した3企画(「だんだん」、「もぐもぐ」、「結梨」)について、各地域で取り組みを開始。

<企画を実施した反応>

- ◇ 集落 ◇
 - ・大学生と交流出来てよかった。
 - ・やる気と責任感が感じられた。
 - ・楽しく活動してくれて嬉しかった。
- ◇ 大学生 ◇
 - ・改めて人手が必要だと感じた。
 - ・たくさんの発見があった。
 - ・自然とのふれあいが最高。

⇒お互いの感触もよく、継続して実施。

棚田で稲作、イベントを実施



集落の食を通じた交流コミュニティの形成

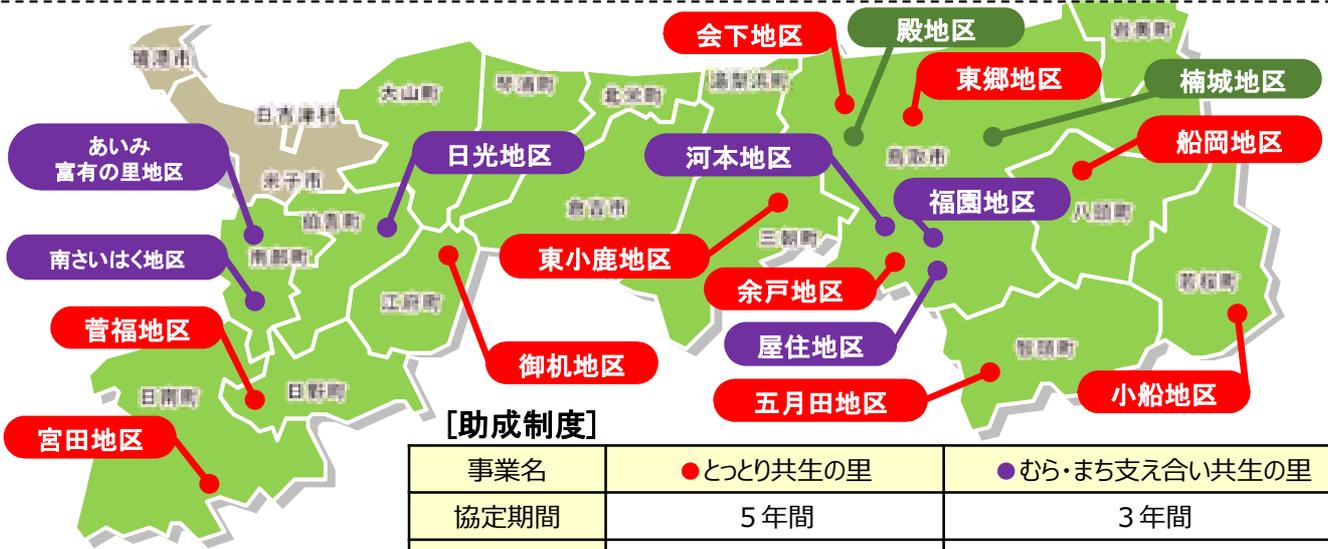


梨の生産・販売活動を通して、梨について学びを深める



3 とっとり共生の里

中山間地域の農村と企業や市街地住民が連携し、農地や農業用水路などの地域資源の保全活動を行いながら、遊休農地の再生や農産物の生産、加工品づくりなどに取組み、農業農村の活性化につなげていきます。



【助成制度】

事業名	●とっとり共生の里	●むら・まち支え合い共生の里
協定期間	5年間	3年間
補助金 県2/3,市町1/3	1～3年目 600千円 4～5年目 300千円	1～2年目 390千円 3年目 195千円
	令和4年度拡充：お試しとして単年度支援210千円	
補助対象	農作業機械の購入リース／加工用機材・調理用器具の購入リース／野菜の種苗、肥料代／パンフレット等の作成経費／交流会や収穫祭に係る経費／その他活動に必要な経費 など	



【とっとり共生の里 協定地区一覧】

地区名	市町名	協定締結日	協定者 (上段:集落、下段:企業)
余戸地区	鳥取市 佐治町	H27.3.20	・余戸集落 ・旺方トレーディング
小船地区	若桜町	H27.3.20	・小船集落 ・因幡地区郵便局長会
五月田地区	智頭町	H27.3.20	・五月田集落 ・鳥取銀行
菅福地区	日野町	H27.8.8	・菅福地区連合自治会 ・伯耆地区郵便局長会
船岡地区 (3期目)	八頭町	R3.3.14	・鳥取県生活協働組合 (外9団体)
御机地区	江府町	H28.7.2	・御机集落 ・サトリーホールディングス
東小鹿地区	三朝町	H29.3.18	・東小鹿集落 ・東京海上日動火災保険
宮田地区	日南町	H29.5.12	・宮田集落 ・損保ジャパン日本興亜
会下地区	鳥取市 気高町	H29.7.23	・会下集落 ・三井住友海上火災保険
東郷地区	鳥取市	H29.9.16	・東郷地区むらづくり協議会 ・山陰酸素グループ

【むら・まち支え合い共生の里 協定地区一覧】

地区名	市町名	協定締結日	協定者 (上段:集落、下段:団体)
屋住地区	鳥取市 用瀬町	H27.5.18	・屋住集落 ・醇風地区公民館
河本地区	鳥取市 佐治町	H27.5.18	・河本集落 ・富桑地区公民館
福園地区	鳥取市 佐治町	H28.3.25	・福園集落 ・城北地区まちづくり協議会
日光地区	伯耆町	H28.5.28	・日光地区協議会 ・義方校区自治連合会
あいみ富有の 里地区	南部町	H28.7.24	・あいみ富有の里地域振興協議会 ・就将地区自治連合会
南さいはく 地区	南部町	H29.7.13	・南さいはく地域振興協議会 ・明道地区自治連合会

【次年度以降協定により活動を行う地区一覧】

地区名	市町名	協定予定者 (上段:集落、下段:企業)	備考
殿地区	鳥取市 気高町	・清水の恵みを守る会 ・明治安田生命保険相互会社	R4～単年活動実施中 R5協定締結予定
楠城地区	鳥取市 国府町	・楠城ふるさと広場委員会 ・鳥取ガス株式会社	R4～単年活動実施中 R5協定締結予定

◇今後の取組み◇

- ・現在単年活動を実施している2地区（殿地区・楠城地区）について、協定締結の調印式を実施予定。
- ・令和5年度に単年活動実施予定の地区（多里地区）と調整。
- ・令和4年度実施の集落アンケートで興味ありと回答した地域とマッチング可能な企業を探す。

農地法面管理省力化支援事業

1 事業の概要

中山間地域の農地法面は、面積が广大で草刈りの負担が大いため、担い手等への農地集積の阻害要因になっており、管理の省力化が喫緊の課題となっている。

県ではH28,29の実証試験から、センチピードグラスを法面に被覆させ、年の草刈を1,2回に低減することで、農地の保全や営農意欲の維持、農地集積へ寄与することを期待している。

H30年度以降、本手法及び省力化の体験・普及促進のため、モデルほ場の設置を行っている。

法面に芝を被覆させ省力化するイメージ



2 過年度の状況

第1期：H30～R2(33地区)、第2期：R元～R3(29地区)、第3期：R2～R4(22地区)

地区ごとの生育状況に大きくバラつきが生じ、生育良好、生育不良が見られた。

→ 生育不良の主な原因は以下の3つと推察

- ① 組織・個人によって管理の程度に差が大きい(地元負担ゼロも悪影響)
- ② 県作成の法面管理作業手順書に曖昧な表記が多く、厳密な管理が必要とわかりづらい。
- ③ 知見・実績・専門知識を有する法面業者や大学等と意見交換を行ってこなかった。

令和3年度には、第1,2期の反省を踏まえ、種子吹付前の作業留意点(雑草除去、過乾燥防止のためかん水を実施)や吹付後の継続的な管理の必要性について、取組組織に対し改めて注意喚起したことにより、吹付後2か月で8割以上被覆度に達した地区も複数見られた。

土壤保水性が低く、生育不良

また、作業の留意点や現地状況に応じた対応方法等を手順書に盛り込むため、専門知識を有する鳥取大学に委託し、生育要因(土壌・地形・気象条件、種子吹付量、吹付前後の法面管理状況等)に係る調査分析業務を実施した。

優良地区の生育過程(鳥取市木梨地区) ※草刈り、除草を頻繁に実施



3 令和4年度の取組

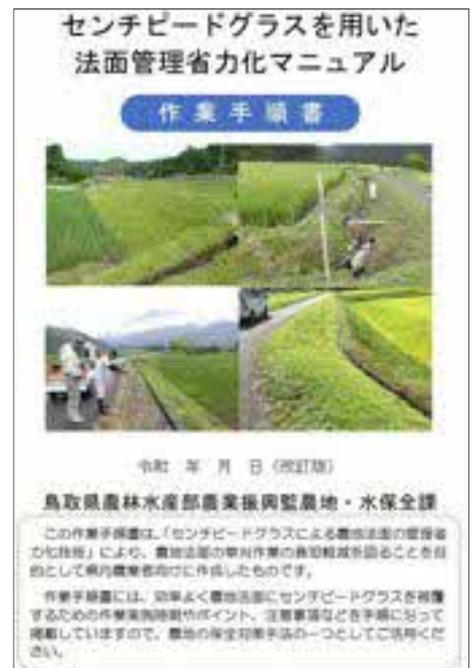
令和3年度に引き続き、生育要因について調査分析を行い、現地条件による管理方法の違い等を盛り込んだ農業者が使いやすい作業手順書に改訂する。

4 令和5年度以降の対応

既存事業を活用した法面省力化の推進

中山間地域を有する全市町村にモデルほ場を設置したことにより、センチピードグラスを用いた法面管理省力化について、一定数の理解を得ることができた。

モデルほ場を設置した本事業は令和4年度で終了し、今後は改訂した作業手順書をもとに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、その他補助事業等を活用することで、地域のニーズに応じた法面管理省力化の普及を図っていく。



令和4年度多面的機能支払の取組状況について

令和5年2月21日
農地・水保全課

1 実施状況

農地維持支払の農振農用地面積に対する取組面積は68ha増加し、カバー率は53%となった。
(鳥取県農業生産1千億円プラン:R7目標60%) (単位:ha,%)

区 分	令和3年度			令和4年度(見込み)			増減		
	組織数	取組面積	カバー率	組織数	取組面積	カバー率	組織数	取組面積	カバー率
農地維持支払	621	15,948	52	623	16,016	53	2	68	1

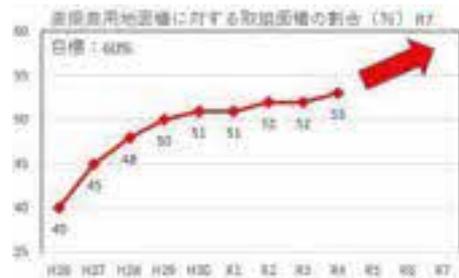
(*) 農地維持支払 → 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的活動に支援【田3,000円/10a】

(*) 共同活動 → 水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動(植栽,ビオトープ)等に支援【田2,400円/10a】

(*) 長寿命化 → 水路、農道等の施設の長寿命化のための補

修,更新等に支援【田4,400円/10a】

- (1) 新規着手【13組織】
- (2) 活動組織の合併による組織の減【△4組織】
- (3) 活動期間満了で再認定無し【△7組織】



2 事業の効果

(1) 耕作放棄地の発生防止 [農地維持支払]

本対策に取り組む16,235ha(うち農振農用地16,016ha)の農地について、遊休農地化が防止され、耕作可能な状態に保全管理されている。

(2) 農村環境の向上 [資源向上支払(共同活動)]

非農家を含めた地域ぐるみで実施される農村環境保全活動を通じて、地域環境の維持保全や防災意識の向上が図られている。

(3) 農業用施設の機能増進 [資源向上支払(長寿命化)]

老朽化が進む施設の補修等の活動により、安全・安心な営農に繋がっている。

(4) 農村地域コミュニティの維持・強化

地域の将来について、草刈りや水路の泥上げなどの総事や共同活動への参加をとおし、非農家を含めて地域で話し合うきっかけとなり、地域で農村を守っていくという住民意識の変化が起きている。

3 今年度の重点推進施策と今後の対応

(1) 流域治水対策の推進

農家、非農家、上流域、下流域という枠組みを越えた流域全体の取り組みをより一層推進するため、令和4年度より田んぼダムの効果を見える化したモデルほ場を設置し、実証研修会を開催した。

【モデルほ場研修の実施概要(実施日及び参加者)】

研修	実施日	農家	非農家※	計
第1回	6月17日(金)	24名	60名	84名
第2回	9月16日(金)	38名	24名	62名
第3回	10月6日(木)	44名	17名	61名
第4回	10月27日(木)	38名	16名	54名
計		144名	117名	261名



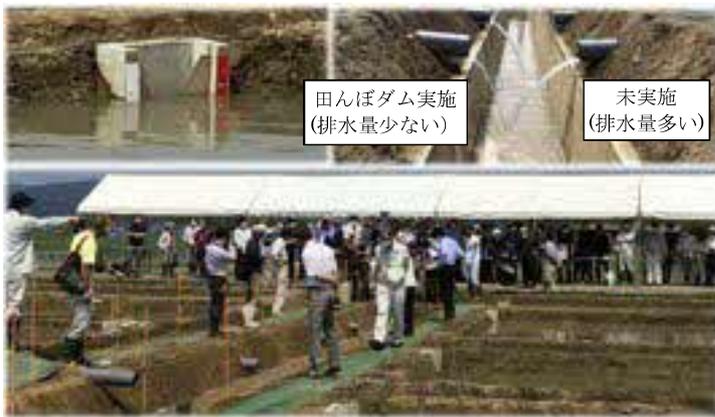
田んぼダムモデルほ場(農業試験場)

※非農家には各種メディア取材を含む(NHK、日本海テレビ、日本海ケーブルネットワーク、いなばびよんびよんネット、読売新聞、日本海新聞、日本農業新聞)

※上表以外に、メディア等を通じて本研修に興味をもった他県行政職員等から視察や問い合わせが多数あり(国土交通省、農林水産省、山形県、群馬県、千葉県、島根県、広島県、熊本県、新潟大学)

また、鳥取大学農学部と連携して製作した流域治水模型を、小学校での出前授業や各種研修会等で活用することで、幅広い年代への多面的機能への理解と防災減災意識の醸成を図った。

推進の成果もあり、令和4年度には新たに7地区で多面的機能支払交付金を活用した「田んぼダム」の取り組みが開始された。



実証研修の様子



流域治水模型を活用した出前授業

(鳥取県農業生産1千億円プラン：R7 目標取組面積 500ha)

(単位：ha)

区分	令和3年度		令和4年度(見込み)		増減	
	組織数	取組面積	組織数	取組面積	組織数	取組面積
田んぼダム	10	59.8	17	145.2	7	85.4

(2) 流域治水対策の推進に係る鳥取県独自の支援

○資源向上(長寿命化)予算の優先配分(令和4年度予算)

令和3年度実績における各組織の持越金の状況等を考慮しながら、「田んぼダム」に取組む組織に対して予算の優先配分を実施した。

○多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

流域治水対策(田んぼダム)に取り組む水田を組織で管理する場合、その水田を防災施設として位置付けし、畦畔補強、更新及び補修を長寿命化活動で実施可能としている。

(3) 今後の対応

研修に対する期待の声も大きいため、来年度も引き続きモデルほ場での実証研修を実施する予定である。加えて、研修アンケート等により得られた課題や意見に対して必要な検討を行い、地域一体となって田んぼダムの推進を図る。

4 その他課題と今後の対応

(1) 活動継続に向けた支援

令和5、6年度末に多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取り組む組織の再認定がピークを迎えることを控え、今年度、取組団体に対して継続意向に係るアンケート調査を実施した。

活動終了を念頭に置いている組織の多くは、事務負担を主な原因にあげていることから、引き続き、国に事務負担軽減について要望するとともに、活動組織に対し、活動内容の見直しや広域組織(組織の合併)の検討などの活動の継続に向けたきめ細やかな支援を、関係機関と連携を取りながら実施していく。

(2) 中山間地域等直接支払のみに取り組む地域への重複取組支援

区分	令和3年度			令和4年度			増減		
	組織数	取組面積	カバー率	組織数	取組面積	カバー率	組織数	取組面積	カバー率
多面的機能支払 農地維持支払のみ	169	9,542ha	31%	173	9,541ha	32%	4	△1ha	1%
中山間直払のみ	153	1,299ha	4%	166	1,370ha	5%	13	71ha	1%
両施策重複	—	6,406ha	21%	—	6,475ha	21%	—	69ha	0%
合計	—	17,247ha	56%	—	17,386ha	58%	—	139ha	2%

(今後の対応) 中山間地域等直接支払のみに取り組む地域への重複取組支援を関係機関と連携して推進する。

(3) 十分な予算の確保

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
要望額に対する国配分額	95%	97%	96%	94%	88%	89%
内、農地維持	100%	100%	100%	100%	100%	100%
内、資源向上(共同)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
内、資源向上(長寿命化)	88%	92%	90%	87%	72%	75%

(今後の対応) 国予算が地元要望額を下回っており、計画的な活動に支障をきたしている。引き続き、国に対し予算確保及び事務負担の軽減を要望する。

R3年度及びR4年度（見込） 多面的機能支払交付金の実施状況一覧表

市町村名	農 振		R4専業費		農地維持支払				資源向上支払（共同活動）				資源向上支払（長寿化）				備考									
	農用地面積		活動組数	カバ-率 (%)	交付金対象農用地面積 (ha)	活動組数	カバ-率 (%)	交付金対象農用地面積 (ha)	カバ-率 (%)	交付金対象農用地面積 (ha)	カバ-率 (%)	交付金対象農用地面積 (ha)	カバ-率 (%)	交付金対象農用地面積 (ha)	カバ-率 (%)	交付金対象農用地面積 (ha)		カバ-率 (%)								
	水田	畑等																	農用地面積 (ha)	農振農用地面積 (ha)						
鳥取市	5,419	4,351	1,068	193,986	135	2,798	48.9	2,917	2,761	51.0	3	119	2.1	2,435	44.9	2,572	47.5	137	2.6	1,915	35.3	2,146	39.6	231	4.3	
岩美町	685	656	29	47,857	10	612	87.1	622	598	87.3	-	10	0.2	612	89.5	623	90.9	11	1.4	577	77.0	578	77.1	1	0.1	
若桜町	296	197	99	2,198	6	64	21.2	64	64	21.6	-	-	0.4	6	2.0	6	2.0	-	-	6	2.0	7	2.4	1	0.4	
智頭町	451	431	20	13,268	26	242	52.7	235	235	52.1	-1	-7	-0.6	190	41.4	180	39.9	-10	-1.5	60	13.1	72	16.0	12	2.9	
八頭町	1,826	1,396	440	81,194	59	1,146	62.0	1,121	1,109	60.4	-1	-25	-1.6	1,090	59.5	1,068	58.2	-22	-1.3	1,146	62.5	998	54.4	-148	-8.1	
倉吉市	3,633	2,392	1,241	121,559	81	2,076	57.1	2,034	2,033	56.0	-2	-42	-1.1	1,538	42.3	1,516	41.7	-22	-0.6	1,529	42.1	1,587	43.7	58	1.6	
三朝町	565	460	105	25,623	1	354	57.1	355	354	62.7	-	1	5.6	354	57.3	355	62.8	1	5.5	354	57.3	355	62.8	1	5.5	
湯梨浜町	827	513	314	31,510	9	447	53.7	463	459	55.5	-1	16	1.8	271	32.8	301	36.4	30	3.6	423	51.1	459	55.5	36	4.4	
琴浦町	2,439	1,354	1,085	79,766	38	1,155	40.6	1,156	1,156	47.4	2	1	6.8	831	29.2	832	34.1	1	4.9	1,110	39.0	1,089	44.6	-21	5.6	
北栄町	2,388	975	1,413	89,695	2	1,437	57.8	1,424	1,424	59.6	-	-13	1.8	1,437	60.0	1,425	59.7	-12	-0.3	1,419	59.2	1,407	58.9	-12	-0.3	
米子市	2,515	1,788	727	46,208	38	908	36.0	858	858	34.1	-	-50	-1.9	619	24.6	661	26.3	42	1.7	322	12.8	322	12.8	-	-	
境港市	291	26	265	4,116	1	87	30.3	91	91	31.3	-	4	1.0	87	30.3	91	31.3	4	1.0	87	30.3	91	31.3	4	1.0	
日吉津村	113	78	35	3,851	1	79	69.9	78	72	63.7	-	-1	-6.2	79	69.9	79	69.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大山町	3,950	2,032	1,918	115,609	72	1,908	48.3	1,901	1,899	48.1	-	-7	-0.2	1,197	30.3	1,189	30.1	-8	-0.2	1,396	35.3	1,585	39.6	169	4.3	
南部町	932	811	121	39,618	31	539	54.8	554	542	58.2	1	15	3.4	421	43.8	421	45.2	-	1.4	495	51.5	452	48.5	-43	-3.0	
伯耆町	1,497	1,086	411	32,533	30	589	39.3	588	588	39.3	-	-1	-	101	6.7	100	6.7	-1	-	430	28.7	430	28.7	-	-	
日南町	1,384	1,298	86	80,592	26	1,103	79.6	1,103	1,103	79.7	-	-	0.1	1,013	73.0	1,013	73.2	-	0.2	962	69.4	962	69.5	-	0.1	
日野町	310	272	38	13,374	28	254	77.7	257	257	82.9	-	3	5.2	60	18.3	60	19.4	-	1.1	142	43.4	145	46.8	3	3.4	
江府町	629	409	220	22,540	27	388	60.0	414	413	65.7	1	26	5.7	44	6.8	44	7.0	-	0.2	305	47.1	276	43.9	-29	-3.2	
鳥取県全体	30,160	20,526	9,634	1,045,098	621	16,187	51.9	16,235	16,016	53.1	2	48	1.2	12,385	40.3	12,535	41.6	150	1.3	12,630	41.1	12,890	42.7	260	1.6	

【参考】
H26 34.9% H27 35.1%
H28 36.1% (37%) H29 36.7%
H30 38.3% R1 39.1%

【参考】
H26 32.2% H27 33.8%
H28 35.2% (35%) H29 36.8%
H30 38.2% R1 38.5%
R2 39.3%

【参考】
H26 39.9% H27 45.0%
H28 48.0% H29 50.1%
H30 51.3% R1 50.8%
R2 51.9%

注1) 農振農用地面積①は、令和3年度確保すべき農用地等の面積の目標達成状況に関する調査より（経営支援課から）
なお、農振農用地面積①は、荒廃農地（A分類）伐採、整地、客土等で再生する事で、通常の農作業による耕作が可能となる見込み。】；新しい農地とする。
注2) 合計数値は、四捨五入の關係で内訳の計と一致しない場合がある。

環境保全型農業直接支払制度の推進

令和5年2月21日
農地・水保全課

1 制度の概要

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と合わせて行う取組へ支援。R2年度から第2期開始。

(根拠法令：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律)

(交付対象取組・単価)

- ・堆肥の施用：炭素貯留効果の高い堆肥を施用 (4,400円/10a)
- ・カバークロープ：カバークロープ(緑肥)を作付(果樹・茶) (6,000円/10a)
- ・リビングマルチ：主作物の畝間に緑肥を作付 (5,400円/10a)
- ・草生栽培：果樹園に緑肥を作付 (5,000円/10a)
- ・不耕起播種：ほ場の全面耕起を行わずに播種(麦・大豆) (3,000円/10a)
- ・長期中干し：通常よりも長期間(溝切り+14日以上)の中干しを実施 (800円/10a)
- ・秋耕：秋季に耕運、翌春に湛水(水稻) (800円/10a)
- ・有機農業：化学肥料及び化学合成農薬を使用しない (12,000円(加算+2,000円/10a))
- ・地域特認取組(都道府県が申請し国が承認した取組)
鳥取県：冬期湛水管理 (4,000円~8,000円/10a)

(農業者要件)

- ・複数の農業者で構成される任意団体又は法人(農協除く)
- ・販売を目的とした生産
- ・国際水準GAPを実施(GAP研修の受講)

2 取組状況

(1) 令和4年度の取組状況(別紙1及び別紙2を参照)

- ・取組件数：41件(前年度と同じ)
- ・交付対象面積：451ha(前年度比△76ha)
- ・交付額：28,186千円(前年度比△587千円)

(交付対象面積及び交付額が減少した理由)

水稻経営の農業法人の経営面積の拡大に伴い、作業スケジュールの見直しにより、取組にかけられる作業時間が減ったことが影響している。また、取組の交付単価が少ない取組みが減少しており、交付金単価が少ないことも要因になっている。

(2) 県の推進状況

- ・市町担当者への令和4年度事業説明会の実施(R4年6月Web会議)
- ・令和4年度鳥取県GAP推進研修会の開催(R4年8月Web会議)
- ・令和4年度鳥取県有機・特裁推進塾の開催(R4年11月)
- ・農業改良普及所への技術的協力及び農家への情報提供依頼し、体制整備を行った。
- ・農業振興課へのPRチラシの配架
- ・「農と食のフェスタ in せいぶ」へのPRチラシの配架
- ・「とっとりエコフォーラム」での優良事例・PRパネル展示
- ・販路拡大セミナー・商談会情報の提供
- ・抽出調査として、みどりのチェックシート(GAP)取組確認を行い、農業者への制度の周知と普及員からGAPに関する指導を行った。

3 課題

- ・みどりの食料システム法の施行を踏まえたみどりのチェックシート(GAP)取組が交付要件となるため、継続した農業者への制度の周知と技術指導が必要となる。
- ・取組件数の増加が少なく、既存の取組面積も減少傾向になっている。

4 今後の対応

- ・環境保全型農業を推進するため、制度を所管する市町村、農業者の技術指導を行う農業改良普及所及び農業振興課等と連携して、みどりの食料システム戦略を踏まえたみどりのチェックシート(GAP)取組状況の確認及び技術指導を行い、農業者を支援する。
- ・GAP研修や有機推進塾等でのPRを行い、本制度に参加していない農業者の掘り起こしを行うとともに、既存制度取組農家の販路拡大を進めるため情報提供を行う。

別紙 2

対象活動の年次推移

項 目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
実施市町村数	15	14	14	14	14	14	
取組件数（団体数等）	44	47	44	40	41	41	
交付対象面積計（ha）	466	499	497	556	527	451	
交付額計（千円）	29,800	32,135	32,882	32,050	28,721	28,134	
堆肥の施用	実施件数	16	17	14	19	18	19
	実施面積	172	207	178	205	168	186
	交付額	7,123	9,093	7,813	9,031	7,396	8,184
カバーク ロ ップ	実施件数	26	27	23	20	17	18
	実施面積	180	180	197	185	173	148
	交付額	14,370	14,439	15,767	11,113	10,365	8,858
長期中干し	実施件数				1	1	0
	実施面積				28	28	0
	交付額				224	224	0
秋耕	実施件数				3	4	1
	実施面積				24	50	7
	交付額				191	404	56
有機農業	実施件数	16	19	15	12	20	16
	実施面積	86	86	86	83	72	77
	交付額	6,823	6,738	6,618	9,588	8,076	8,850
(地域特認) 冬期湛水管 理	実施件数	8	8	6	6	5	7
	実施面積	28	26	37	31	35	33
	交付額	1,484	1,864	2,684	1,903	2,256	2,186

中山間地域等直接支払制度の取組

令和5年2月21日
農地・水保全課

1 制度の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等と平地との生産コスト差を補填する制度。令和2年度から令和6年までが第5期対策であり、令和4年度が中間年。

【交付単価】

【田 急傾斜(1/20 以上):21 千円/10a、緩傾斜(1/100 以上):8 千円/10a】

【畑 急傾斜(15 度以上):11.5 千円/10a、緩傾斜(8 度以上):3.5 千円/10a】

※第5期対策からの主な改正点

- ・農業生産活動等の継続ができなくなった場合の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。
- ・加算措置の拡充・追加。
 - (拡)集落協定広域化加算(3 千円/10a(田・畑))
 - ⇒他集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合
 - (新)集落機能強化加算(3 千円/10a(田・畑))
 - ⇒新たな人材の確保や集落機能(営農以外)を強化する取組を行う場合
 - (新)生産性向上加算(3 千円/10a(田・畑))
 - ⇒生産性向上を図る取組を行う場合
 - (新)棚田地域振興活動加算(急傾斜 10 千円/10a(田・畑)、超急傾斜 14 千円/10a(田・畑))
 - ⇒超急傾斜・集落機能強化・生産性向上との重複不可。
 - (継)超急傾斜農地保全管理加算(6 千円/10a(田・畑))
 - ⇒田 1/10 以上、畑 20 度以上の農地

2 実施状況

(1)実施市町村・交付面積の状況等 ⇒別紙

(2)交付面積等の推移

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
市町村数	17	17	17	17	17
協定数	641	641	599	605	616
交付面積(ha)	7, 952	7, 973	7, 595	7,705	7, 845
交付金額(百万円)	1, 115	1, 117	1, 100	1,113	1, 129

(3)R3年度とR4年度との比較

・増:140. 6ha(新規協定の立ち上げ、既存協定の隣接農地取り込み等)

・減:0. 6ha(高齢化による活動継続断念、生産効率の悪い農地が除外されたこと等による減)

協定数・取組面積	計	概要
【新規協定のあった市町】 鳥取市(3 協定:23ha) 智頭町(2 協定:8ha) 八頭町(1 協定:28ha) 琴浦町(4 協定:64ha) 伯耆町(1 協定:10ha) 計 5 市町 11 協定	134ha	【新規地区の概要】 ●琴浦町 R3 に新たに過疎指定された赤碓地区で4協定、64ha 増加。町から多面組織に向け文書で案内を行い、希望のあった組織に個別説明を行った。 ●鳥取市 稲作の個人農家及び法人の個別協定2件および集落協定1件の合計約 23ha が増加。 個別協定は、農業公社の働きかけ及び一昨年の鳥取市の説明会でのPRがきっかけで個別に相談を経て協定に至り、集落協定は、多面的直接支払組織がある地域にて新たに取組開始。 ●その他新規地区 智頭町(2 協定)、八頭町(1 協定)、伯耆町(1 協定)
【既存協定面積拡大の町】 岩美町(0.7ha) 三朝町(0.9ha) 大山町(1.3ha) 南部町(0.8ha) 日野町(2.3ha) 江府町(0.6ha) 計 6 町	6.6ha	
【既存協定面積縮小の市町】 倉吉市(△0.3ha) 湯梨浜町(△0.3ha) 計 2 市町	△0.6ha	
計	140ha増	※既存協定数減の市町は無 (注)合計数値は、四捨五入の関係で内訳の計と一致しない場合がある

【加算措置(R4実績見込み)】

●超急傾斜農地保全管理加算(6千円/10a(田・畑))

(超急傾斜値の農用地の保全や有効活用に取り組む場合(該当農用地のみ))

7市町 156ha、9,398千円(鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、三朝町、日南町、日野町)

●集落協定広域化加算(3千円/10a(田・畑))

(他集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合(協定農用地全体))

4市町 177ha、5,014千円(鳥取市、八頭町、南部町、日南町)

●集落機能強化加算(3千円/10a(田・畑))

(新たな人材の確保や集落機能(営農以外)を強化する取組を行う場合(協定農用地全体))

7市町 418ha、9,588千円(鳥取市、智頭町、八頭町、三朝町、大山町、南部町、日南町)

●生産性向上加算(3千円/10a(田・畑))

(生産性向上を図る取組を行う場合(協定農用地全体))

9市町 1,033ha、28,881千円(鳥取市、倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、大山町、南部町、日南町、江府町)

(4)今年度の取組状況

- ・過疎地域持続的発展支援特別措置法(新過疎法)により過疎地域に追加指定された北栄町及び琴浦町に対して、制度の周知を図ることを両町に働きかけた。

(5)今後の対応

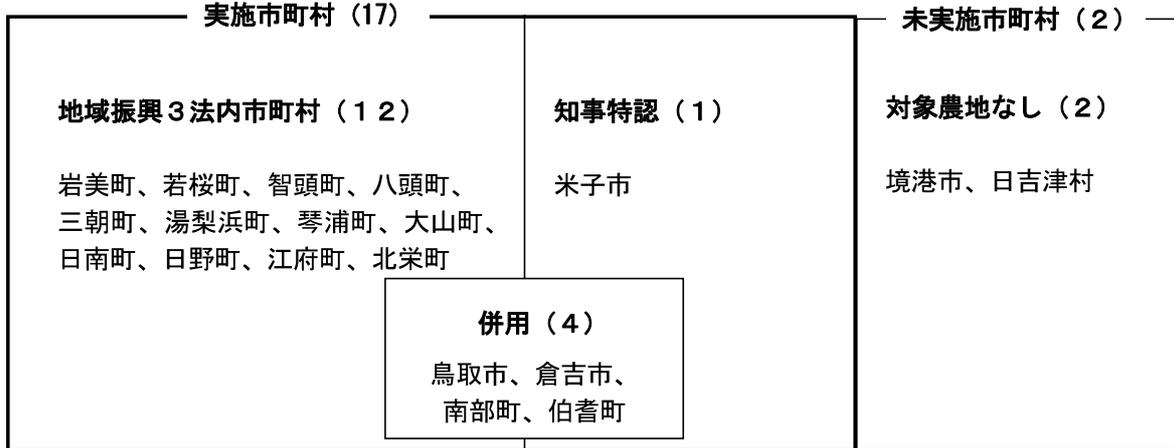
- ・令和6年度中に人・農地プランと同様の集落戦略をとりまとめるための話し合いによる協定農用地の拡大、新たに過疎地域に指定された地域での協定締結の拡大等について推進する。
- ・中間年評価の結果に基に市町と共に集落戦略作成、広域化の推進および次期対策での廃止意向のある協定の点検を行うとともに、過去廃止協定・未実施集落への意向確認を行う。

(別紙：中山間地域等直接支払制度の取組)

令和4年度中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

1 実施市町村

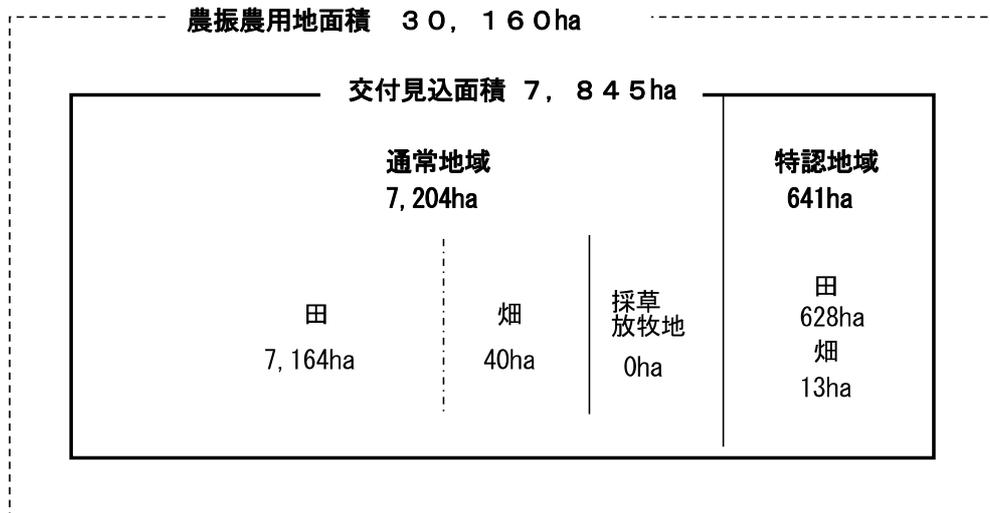
※鳥取県内19市町村の内、17市町村で制度に取り組む



2 協定の取組

- 協定数 616協定〔集落協定：598、個別協定：18〕
- 交付金見込額 1,128,547千円
- 交付見込面積 7,845ha

【交付面積の状況】



【協定加算の状況】

- 超急傾斜農地保全管理加算 156ha〔7市町 協定数：29（集落協定：28 個別協定：1）〕
- 集落協定広域加算 177ha〔4市町 協定数：5（集落協定：5）〕
- 集落機能強化加算 418ha〔8市町 協定数：17（集落協定：17）〕
- 生産性向上加算 1,033ha〔8市町 協定数：49（集落協定：49）〕

令和4年度中山間地域等直接支払 中間年評価について（概要）

1、中間年評価の目的

中山間地域等直接支払制度において、国は、協定における目標達成に向けた全体的な実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、適切な協定活動を推進するとともに、最終評価及び次期対策に向けた検討に資することとします。

2、取りまとめ手法

【市町村】集落協定・個人協定の自己評価・アンケート等を取りまとめ、市町村中間年評価書を作成し、都道府県へ報告。

【都道府県】市町村から報告のあった評価及び関連データを踏まえて、都道府県としての中間年評価結果を取りまとめ、第三者委員会において、検討・評価した内容を国へ報告。

【国】都道府県から報告のあった評価に関する調査結果を収集・分析してまとめる。

国の第三者委員会において、検討・評価した内容をホームページで公表。

3、中間年評価の概要

（1）集落戦略について（集落協定等の自己評価関係）

- ・Ⅱの1（2ページ）では、集落協定の取組内容に対する評価は、91%が「優」、「良」の評価としているが、特に集落戦略の作成が進んでおらず「不可」も3%ある。
- ・Ⅱの3（5ページ）では、話し合いの頻度はやや増加しているが、0回の協定もある。
- ・作成に向けた話し合いの場を設けるなど市町とともに指導・助言を行う必要がある。

（2）次期対策・広域化について（集落協定等の自己評価関係）

- ・Ⅲの1（7ページ）では、全体の95%の560集落協定で次期対策の継続意向があり、そのうち76協定で広域化意向があるが、一方では29協定で廃止意向がある。
- ・広域化の要望は、協定内の意向を確認のうえ、近隣協定のマッチングを検討するよう市町への働きかけを行う必要がある。
- ・廃止意向の29協定は、廃止への理由を再度確認し、協定農用地の縮小や広域化など令和6年度末までに廃止にならないよう市町とともに働きかけを行う必要がある。

（3）制度への評価（集落協定等のアンケート関係）

- ・Ⅴ-1の4（3）（13ページ）では、本制度の効果として集落協定の85%が荒廃農地の防止、90%で水路・農道等の維持に効果があったと回答。
- ・Ⅴ-2の2（16ページ）の個別協定では、面積の維持・拡大の意向が合計85%であり、継続的な農地等の保全が期待できる。
- ・Ⅴ-1の4（1）（12ページ）では、本制度に取り組んでいなければ荒廃農地が発生すると回答した協定が87%あった。
- ・Ⅴ5の1（22ページ）では、市町としても制度の荒廃農地の発生・防止への貢献は大きく、今後も制度が継続されることが望まれていると評価できる。

4、今後の推進について（廃止協定、未実施協定へのアンケート関係）

- ・Ⅴ3の5（18ページ）では、元協定参加者の中には近隣の協定に参加できる農家がいる可能性があることが分かった。
- ・Ⅴ4の1（20ページ）では、未実施集落にもリーダーや農業の担い手が多くいることが分かった。また、未実施集落の約6割が制度の内容まで知らないと回答している。
- ・廃止協定や未実施集落であっても協定に参加できる見込み及び農業担い手がいる集落があるので、廃止集落、未実施集落への推進について検討を行う。